			その他の管	
		八五四〇・八一	受信管及び増幅管	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八五四〇・八九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八五・四一		ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子	
		八五四一・一〇	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			トランジスター（光電性トランジスターを除く。）	
		八五四一・二一	定格消費電力が一ワット未満のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八五四一・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八五四一・三〇	サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八五四一・四〇	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八五四一・五〇	その他の半導体デバイス	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八五四一・六〇	圧電結晶素子	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八五・四二		集積回路	
			集積回路	
		八五四二・三一	プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ（第八五四二・三二号から第八五四二・三九号までの各号からの変更を除く。）
		八五四二・三二	記憶素子	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ（第八五四二・三一号、第八五四二・三三号又は第八五四二・三九号からの変更を除く。）

		八五四二・三三	増幅器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ（第八五四二・三一号、第八五四二・三二号又は第八五四二・三九号からの変更を除く。）
		八五四二・三九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ（第八五四二・三一号から第八五四二・三三号までの各号からの変更を除く。）
	八五・四三		電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	
		八五四三・一〇	粒子加速器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八五四三・二〇	信号発生器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八五四三・三〇	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八五四三・七〇	その他の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八五・四八		一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	
		八五四八・一〇	一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池	ＷＯ
第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）				
第八七類			鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	
	八七・〇二		一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	ＬＶＣ四十パーセント
	八七・〇三		乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント
	八七・〇四		貨物自動車	ＬＶＣ四十パーセント
	八七・〇五		特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント
	八七・〇六	八七〇六・〇〇	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント
	八七・〇七		車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント